

## 合格証明書交付申請に必要な書類

～合格証明書交付の申請（警備員等の検定等に関する規則 第14条第3項参照）～  
令和3年4月1日現在

合格証明書の交付申請は、申請者の住所地の所轄警察署長を経由し公安委員会に申請します。  
（住所地の他、営業所の所在地を管轄する警察署長を経由しても公安委員会に申請できます。）  
～警備員等の検定等に関する規則 第14条第1、2項参照～

### ※住所地を管轄する警察署生活安全課に、本人が申請して下さい。

（営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課にも本人が申請できます。・・・但し、この場合 No.10の「営業所所属証明書」が必要となります。）

- 1 合格証明書交付申請書～様式第7号～  
～申請手数料 収入証紙10,000円用意～（※申請する都道府県の収入証紙です。）  
（千葉県の場合：千葉県証紙は、警察署内の交通安全協会の窓口で販売しております。  
取り扱っていない場合もありますので注意）
- 2 履歴書（同封履歴書作成）  
市販されているA4版履歴書使用可（写真1枚貼付、写真の大きさNo.9と同じ）  
学歴・職歴欄  
学歴は、最終学歴を記載  
職歴は、最終学校卒業後の職歴等をすべて記載します。  
病気療養、就職活動なども含め年月順に空白期間の無いように記載します。  
資格欄は、警備業法による検定合格、資格取得状況などを記載します。
- 3 住民票の写し（原本）・・・抄本（本人のみ）  
本籍（国籍）の記載されたもの。請求先は、住所地の市町村役所（役場）です。
- 4 講習会修了証明書（原本）  
交付の日から起算して1年を経過していないもの。
- 5 身分証明書（市町村の長の証明書）  
～破産者等で復権を得ないものに該当しない旨の証明書～  
本籍地のある市町村で交付されます。（外国人の方は不要です。）
- 6 医師の診断書  
「個人・役員用・合格証交付申請用」同封様式作成
- 7 誓約書  
「合格証明書交付申請用」同封様式作成
- 8 写真（履歴書に貼付の他に2枚・・・公安委員会からの要望）  
申請6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを。

9 営業所所属証明書

住所地を管轄する警察署と異なる警察署を経由して、申請する場合に必要な書類です。

(必要の場合は、同封様式作成)

※申請者が、住所地を管轄する警察署ではなく、所属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に申請する場合に必要です。

注意 1 ・ ・ 上記書類の 3. 5. 6 は、**交付日から概ね 3 か月以内のものとなります。**

注意 2 ・ ・ 上記書類の 1. 2. 8 の日付は、**警察署長に申請する日**となります。

**注意 3 ・ ・ 申請者本人以外による申請や郵送等による申請は認められません。**

注意 4 ・ ・ 法改正（警備業法第 3 条第 1 号）により、登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書）は申請する必要がなくなりました。